

足立区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2に規定する書類を定める規則を公布する。

令和5年3月31日

足立区長 近藤 弥生

足立区規則第37号

足立区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2に規定する書類を定める規則

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類として足立区長が定める書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) マンション管理適正化推進センター（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第91条に規定するマンション管理適正化推進センターをいう。）が作成した法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準（都道府県等マンション管理適正化指針（法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針をいう。）に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類
- (2) 認定を受けようとする建築物が法第2条第1項第1号のマンションに該当することを証する書類（法第5条の6の更新又は法第5条の7の変更に係る申請の場合を除く。）
- (3) その他区長が必要と認める書類

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。